

## 島根県認定新規漁業者制度

### 1. 認定新規漁業者とは

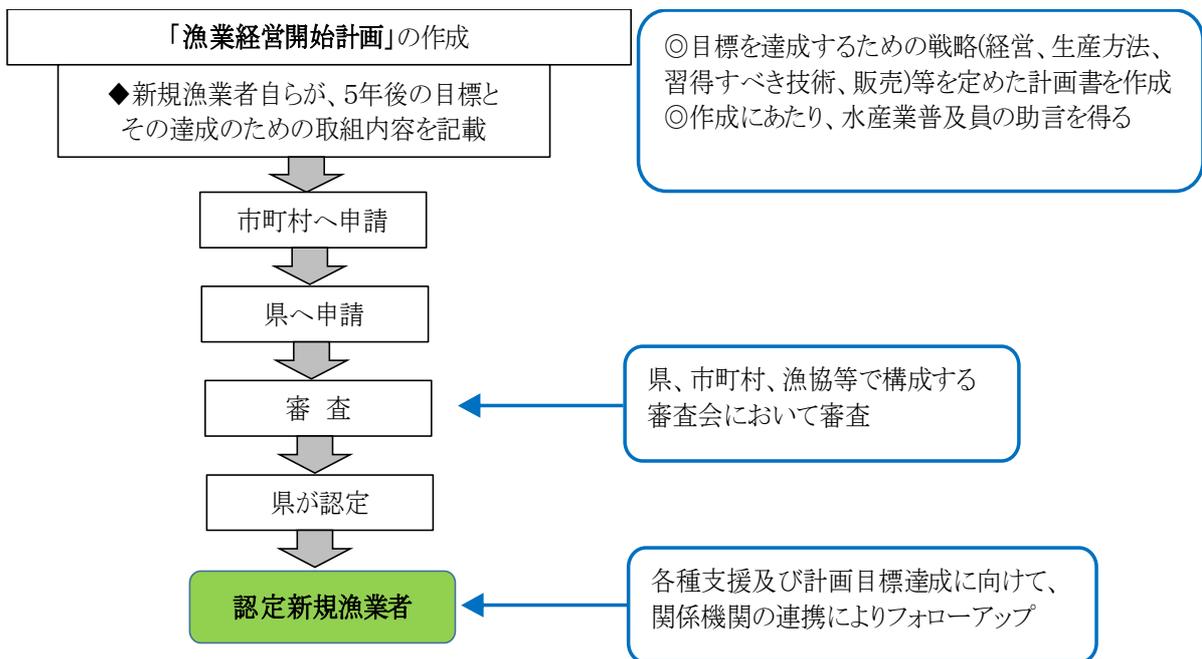
意欲ある沿岸自営漁業の経営により将来の沿岸漁業・漁村を牽引する担い手として、県から認定された新規漁業者のことです。新規漁業者が5年後の水揚金額の目標等を定めた計画を作成し、県から認定を受ける必要があります。

### 2. 認定新規漁業者のメリット

- ・認定新規漁業者は、沿岸自営漁業への定着を支援するための県の「自営漁業者自立給付金」や「沿岸漁業スタートアップ事業」を活用することができます。
- ・3者以上のグループで所得向上のため協業化等の活動を実施する場合に、県の支援事業を活用することができます。
- ・漁業経営のフォローアップや認定新規漁業者向けの各種情報の提供を受けられます。

### 3. 認定までの流れ

認定を受けようとする漁業者は、「漁業経営開始計画」を作成して、市町村に認定申請して下さい。計画の作成にあたっては、県(水産事務所(隠岐支庁水産局))にご相談下さい。



### 4. 認定の基準

- ・5年後の目標年間水揚金額:概ね720万円以上
- ・漁業経営開始計画は達成が見込まれる計画であること